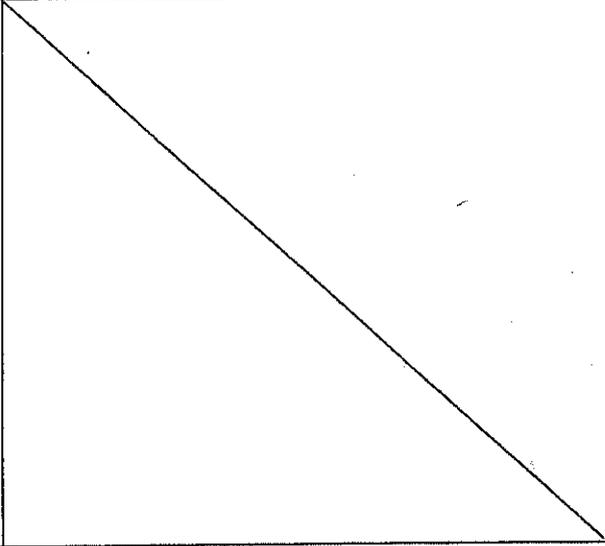
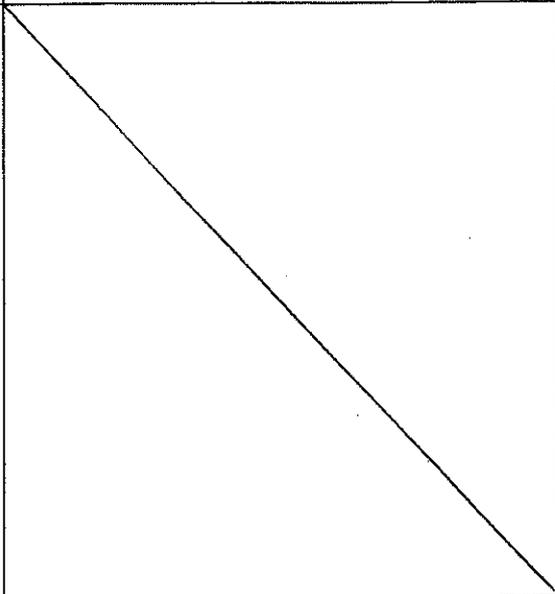
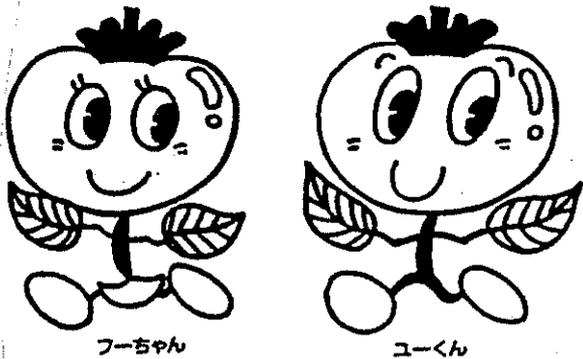


西伯町・会見町合併協議会

第4回会議 参考資料

両町の慣行の現状

区分	西伯町	会見町
町章	 <p>(由来) 本町の和のある町民性の高揚を図り、町勢の発展を願う</p>	 <p>(由来) 会見町の「会」の字をデザイン化</p>
シンボルマーク	 <p>シンボルマークのデザインは、町内はもとより広く全国から作品を公募し、100点を超える応募作品の中からシンボルマーク審査会によって選ばれた最優秀作品を基に補作をして完成しました。 澄みきった空、美しい湖水を背、豊かな山々を緑、町花のさくらを赤で表現しました。そしてマーク全体は、歴史・伝統・文化・どっしりと根をおろした人々の暮らしなどを大きく包み込んだ「大樹」をイメージし、「安心と繁栄・包容力」を表現しています。</p>	
マスコットキャラクター		 <p>フーちゃん ユークン</p>

西伯音頭

一、ハアー

花が招くよ 城山まつり

灯るぼんぼり 人の波 ハ、ヨイショ

仲のよいよば 二人が行けば

一式飾りも ほほえんで ソレソ

寄ってごしない 来てごしない

ほんに西伯 よいところ

よいところ

二、ハアー

町の名物 数々あれど

山菜料理で 舌つづみ ハ、ヨイショ

山の香りに ほどよき酔えば

風もみどりば 吹きわたる ソレソ

(以下くり返し)

三、ハアー

君と行こうか 青葉の道を

サイクリングで どこまでも ハ、ヨイ

若いみんなの はすんだ声が

こだまして 賀祥々 ソレソ

(以下くり返し)

四、ハアー

同じ住むなら 西伯町よ

暮らし豊かに のびやかに ハ、ヨイショ

結んで ちからを寄せて

明日の栄えを 築く町 ソレソ

(以下くり返し)

会見音頭

作詞・岩田威寿
作曲・雑賀尚枝
歌・嶺よう子

一、ハアー会見郡の 昔も今も

厚い人情の 和の町よ

だれんも踊って 輪になれば

ほんにソレソレ 輪も弾む

ほんにソレソレ 輪も弾む

二、ハアー水も豊かな 川面を染めて

柿の色した 陽が丸い

だれんも踊って 輪になれば

ほんにソレソレ 輪も丸い

ほんにソレソレ 輪も丸い

三、ハアー要害お山の 緑の松に

お盆みたいな 月笑う

だれんも踊って 輪になれば

ほんにソレソレ 輪も笑う

ほんにソレソレ 輪も笑う

四、ハアー越敷山裾 花賑やかに

揃う手拍子 足拍子

だれんも踊って 輪になれば

ほんにソレソレ 輪も弾む

ほんにソレソレ 輪も弾む

両 町 の 各 種 宣 言 比 較

区 分	西伯町	会見町
非核平和	<p>1 名称：西伯町非核平和宣言</p> <p>2 時期：昭和59年6月18日</p> <p>3 宣言文</p> <p>世界的な核に対する危機意識は高まるばかりであり、恒久的な平和と人類の繁栄は普遍のものでなければならない。</p> <p>しかしながら地球上では、今なお多くの核兵器が造られ、人類の生存に深刻な脅威を与えている。我が国は、世界唯一の被爆国として、再び広島・長崎の惨禍を繰り返してはならない。</p> <p>西伯町は、戦争のない恒久平和の実現を旨とし、あらゆる国の核兵器廃絶、軍縮を強く訴えるとともに、平和のために貢献する決意を表明し、宣言する。</p>	<p>1 名称：核兵器廃絶、平和の町宣言</p> <p>2 時期：昭和62年9月28日</p> <p>3 宣言文</p> <p>世界の恒久平和は人類共通の願望である。</p> <p>しかしながら、地球の一角には核兵器を主軸とした戦略配備がされ、常に平和と安全に深刻な脅威を与えている。</p> <p>我が国は世界唯一の被爆国である。核の惨禍を二度と繰り返してはならない。</p> <p>会見町議会は、戦争のない恒久平和の実現を旨とし、あらゆる国の核兵器廃絶、軍備の縮小を訴えるとともに、平和のために貢献する町であることを表明し、ここに宣言する。</p>
人権尊重	<p>1 名称：人権尊重の町宣言</p> <p>2 時期：昭和63年9月28日</p> <p>3 宣言文</p> <p>私たち国民は、基本的人権の享有が日本国憲法によって保障されており、正義と秩序を基調にたゆまぬ努力によって今日の平和と繁栄を築き、その中で国民の権利意識は飛躍的に向上してきたところである。</p> <p>しかし、戦後におけるわが国の高度経済成長は目まぐるしい社会環境の変化をもたらし、その結果国民の間で価値観の多様化、連帯感の希薄化等の現象が生じ、近年特に利己主義や人命軽視等の社会風潮が</p>	<p>1 名称：人権尊重の町宣言</p> <p>2 時期：昭和63年12月21日</p> <p>3 宣言文</p> <p>本年は、世界人権宣言採択40周年、人権擁護委員制度発足40周年の記念すべき年に当たります。</p> <p>人権尊重は、人間が人間として、自由・平等・平和で幸福に生きるための基本的なものであることを、町民全体の目標とし、住みよく明るい町づくりのため、会見町を「人権尊重の町」と宣言します。</p>

	<p>高まっていることは、真に憂慮にたえないところである。このような社会風潮を戒め、憲法に示す生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利は何人にも保障され、最大限に尊重されなければならないものであることを訴える。</p> <p>私たちは、人類普遍の原理である自由、平等、幸福を念頭に差別のない理想社会実現を21世紀の目標とし、今こそ立ち上がる時である。世界人権宣言40周年の記念すべき年に当たる今、さらに基本的人権尊重の理念を町民一人一人が自覚し、愛情、友情、安寧をモットーに住みよいふるさと、明るい町づくりに邁進するため、西伯町を「人権尊重の町」とすることを宣言する。</p>	
交通安全	該当なし	<ol style="list-style-type: none"> 1 名称：交通安全の町宣言 2 時期：昭和42年3月14日 3 宣言文 最近における自動車交通の急激な発達に伴い、交通事故によるぎせい者の数が急増しつつあることは、真に憂慮にたえないところである。会見町は、交通の安全を期するため、交通環境の整備を促進するとともに、交通関係者並びに町民各自が交通法規を遵守し、もって交通事故を防止して、町民の安全を図り、明るい秩序ある会見町建設を目指して、ここに「交通安全の町」とすることを宣言する。
ゆとり創造	<ol style="list-style-type: none"> 1 名称：ゆとり創造の町宣言 2 時期：平成2年3月19日 3 宣言文 我が国が国際社会の中にあって、経済大国として確固たる地位を確立した今日、その経済的地位にふさわしい豊かでゆとりある生活を実 	該当なし

	<p>現することが、極めて大切です。そのため、労働時間を短縮し、「しっかり働き、しっかり休む」というバランスのとれた生活を実現することが、私たちのまず第一に取り組まなければならない課題です。また、労働時間の短縮は、産業企業の活性化や地域社会の発展の観点からも重要です。西伯町議会はここに「ゆとり創造の町宣言」を行い、中小企業等に対し、きめ細かな配慮をしつつ、西伯町民の理解と協力のもとに一体となって、労働時間の短縮を推進し、活力あるゆとり創造社会の実現を目指します。</p>	
<p>コメ輸入自由化反対</p>	<p>1 名称：コメの輸入自由化反対自治体宣言 2 時期：平成4年12月25日 3 宣言文 コメは日本人の主食であり、稲作は日本農業の根幹であると同時に文化でもあります。また、社会的経済の中心的役割を果たしてきました。 今、米国を始めとした農産物輸出国は、ガット農業交渉において、わが国に対しコメの輸入自由化を迫り、年内決着を求めていることは極めて遺憾であります。 コメの市場開放を許すことは、日本農業の崩壊につながり、食料の安全・安定供給を困難にすることになります。 私たちは、主食であるコメの安全・安定供給のため、さらには日本の国土と文化を守るため、日本農業の崩壊を招く市場開放を許してはなりません。 よって、西伯町議会はここにコメ市場開放阻止に向け、不断の努力を続けることを宣言します。</p>	<p>該当なし</p>

環境宣言	<p>1 名称：環境宣言</p> <p>2 時期：平成4年12月25日</p> <p>3 宣言文</p> <p>さわやかな大気、清らかな水、豊かな緑など、自然は生きとし生きるものの母胎であり、人間と動植物に生存基盤を与えるのみならず、地球に住むものに調和をもたらすものである。</p> <p>しかし、大気汚染、水の汚濁、緑の枯渇などの自然環境の破壊は、今や地域から地球規模までに拡大し、人類の生存基盤が危うくなりかねない事態を迎えている。</p> <p>私達は、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知の証として、自然との共生のもとに、調和のとれた人間環境をつくりあげていく。</p> <p>健全な自然環境が人間の営みと不可欠なものであることを深く認識し、これまでの資源・エネルギー多消費社会見直し、次世代をはじめ後世に禍根を残さない、リサイクル社会の形成をめざす。</p> <p>私達西伯町民は、地球の一員として、住民、企業、自治体が一体となり、地球環境の保全と地球環境にやさしい町づくり、地域づくりに取り組むことを、ここに宣言する。</p>	該当なし
------	---	------

○西伯町名誉町民条例

（平成8年3月26日）
（条例第17号）

（目的）

第1条 この条例は、社会文化の興隆に功績のあった者に対して、その功績をたたえ、もって本町の社会文化の興隆に資することを目的とする。

（称号を贈る条件）

第2条 町民又は町に縁故の深い者で公共の福祉の増進、学術、技芸その他広く社会文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶で郷土の誇りとする者に対して、西伯町名誉町民（以下「名誉町民」という。）の称号を贈る。

2 前項の名誉町民の称号は、故人に対しても追贈することができる。

（審議会の設置）

第3条 名誉町民の選考に関し、町長の諮問に応じ必要な調査及び審議を行うため、西伯町名誉町民選考審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（決定の方法）

第4条 名誉町民は、町長が審議会の審議を経、町議会の同意を得て決定する。

（表彰）

第5条 名誉町民には、名誉町民の称号のほか、名誉町民章及び記念品を贈り、これを表彰する。

2 故人に対して追贈するとき又は前条による決定後表彰前に死亡したときは、故人に名誉町民の称号を贈るほか、名誉町民章及び記念品は、これを遺族に贈呈する。

（功績の顕彰等）

第6条 名誉町民の事績は、顕彰録に登載し、永久に保存する。

2 名誉町民の功績をたたえるため、西伯町庁舎又はこれにふさわしい場所に肖像を掲げる。

（礼遇）

第7条 名誉町民に対しては、次の礼遇をすることができる。

(1) 町の行う重要な式典の参列

第1編 総規（西伯町名誉町民条例）

(2) その他町長が必要と認めた礼遇

第8条 名誉町民が死亡したときは、次の礼遇をすることができる。

- (1) 相当の礼をもってする弔慰
- (2) その他功績を顕彰するに必要なこと
(称号の取消し)

第9条 名誉町民が本人の責に帰すべき行為により著しく名誉を失った場合、町長は町議会の同意を得て名誉町民の称号を取り消すことができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○西伯町名誉町民選考審議会規則

（平成8年3月26日）
（規則第2号）

（目的）

第1条 この規則は、西伯町名誉町民条例（平成8年西伯町条例第17号）第3条の規定に基づき、西伯町名誉町民選考審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

（審議会の構成）

第2条 審議会は、委員8人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について必要のつど町長が委嘱する。

- | | |
|---------------|----|
| (1) 議会の議員 | 2人 |
| (2) 教育委員会の委員 | 2人 |
| (3) 町職員 | 1人 |
| (4) 学識経験を有する者 | 3人 |

（会長）

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故のあったとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（委員）

第4条 委員は、諮問にかかる調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員定数の3分の2以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。ただし、名誉町民の選定に関しては、出席委員の3分の2以上の同

第1編 総規（西伯町名誉町民選考審議会規則）

意を得て決する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

D 〔西伯町〕七〔二〇八〕一三〇〇

○西伯町表彰条例

(平成7年8月22日
条例第18号)

(目的)

第1条 この条例は、町の政治、経済、文化、社会その他各般にわたって行政振興に寄与し、又は衆人の模範と認められる行為を表彰し、もって町の自治の振興を促進することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は特別功労表彰、功労表彰及び善行表彰の3種類とする。

(特別功労表彰)

第3条 特別功労表彰は、町の自治の振興、町民福祉の増進及び町の産業、文化の発展について特に功労の顕著であった者について、町長が行う。

2 特別功労者には、表彰状及び記念品を贈呈する。

(功労表彰)

第4条 功労表彰は、次の各号の1に該当する者のうち功績顕著なものについて、町長が行う。

- (1) 町長の職にあって12年以上在職した者
- (2) 町議会議員の職にあって12年以上在職した者
- (3) 教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員（議会選出の委員を除く）、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員及びその他の就任につき公選又は議会の選挙若しくは同意を必要とする職にあって12年以上在職した者
- (4) 教育、学芸、文化、体育、若しくは産業等の発展又は社会福祉の向上について、その功績が顕著な者
- (5) 消防団員として20年以上勤務し、特に功績顕著な者
- (6) 民生委員その他の法令又は条例に基づき選任された審議会等の委員の職にあって20年以上在職し、誠実勤勉に職務に精励した者
- (7) 町の職員であって20年以上在職し、誠実勤勉に職務に精励した者
- (8) 前各号に定める者のほか、表彰することが適当と認められる者

2 功労者には、表彰状及び記念品を贈呈する。

○会見町表彰条例

(平成7年10月6日
条例第16号)

(目的)

第1条 この条例は、会見町（以下「町」という。）の政治、経済、文化、社会その他各般にわたって行政振興に寄与し、又は衆人の模範と認められる行為があった者又は団体を表彰し、もって町の自治の振興を促進することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、特別功労表彰、功労表彰及び善行表彰とする。

(特別功労表彰)

第3条 特別功労表彰は、町の自治の振興、町民福祉の増進及び町の産業、文化の発展について特に功労の顕著であった者について、会見町長（以下「町長」という。）が行う。ただし、当該表彰を既に受けた者は、除くものとする。

2 特別功労者には、表彰状及び記念品を贈呈する。

(功労表彰)

第4条 功労表彰は、次の各号のいずれかに該当する者のうち功績顕著な者について、町長が行う。ただし、当該表彰を既に受けた者は、除くものとする。

- (1) 町長、助役、収入役又は教育長の職にあって12年以上在職した者
 - (2) 町議会議員の職にあって12年以上在職した者
 - (3) 上下水道委員又は国民健康保険運営協議会委員の職にあって15年以上在職し、誠実勤勉に職務に精励した者
 - (4) 教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員（議会選出の委員を除く）、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、民生児童委員、社会教育委員、公民館運営審議会委員、行政相談委員、人権擁護委員、婦拓医又は保健司の職にあって15年以上在職し、誠実勤勉に職務に精励した者
 - (5) 区長として5年以上在職した者
 - (6) 消防団員として、25年以上勤務し、特に功績が顕著な者
 - (7) 町の職員であって30年以上在職し、誠実勤勉に職務に精励し退職した者
 - (8) 教育、学芸、文化、体育若しくは産業等の発展又は社会福祉の向上について、その功績が顕著な者のほか、表彰することが適当と認められる者
- 2 功労者には、表彰状及び記念品を贈呈する。

(在職年数の計算)

第5条 前条第1項の在職年数は、月をもって計算し、中断した場合であってもその前後の年数を通算し、表彰期日において6月以上の端数を生じたときは1年とする。

(善行表彰)

第6条 善行表彰は、次の各号の1に該当する者について、町長が行う。

- (1) この町の公益事業に尽力し、又は公務を助力し、その成績顕著な者
 - (2) 町の公益のため多額の私財を寄附した者
 - (3) 一般市民の模範となるような善行をした者
 - (4) 前各号に定める者のはか、表彰することが適当と認められる者
- 2 善行者には、表彰状及び記念品を贈呈する。

(団体表彰)

第7条 前条の規定は、団体について準用する。

(表彰の方法)

第8条 特別功労者、功労者及び善行者並びに善行団体の表彰は本町表彰審議会に諮問し、その答申を得て決定する。

○西伯町表彰規則

(平成7年9月26日)
(規則第5号)

(目的)

第1条 西伯町表彰条例(平成7年西伯町条例第18号)の規定に基づき、町長の諮問に答申するための西伯町表彰審議会(以下「審議会」という。)の設置について定める。

(在職年数の計算)

第5条 前条第1項の在職年数は、月をもって計算し、中断した場合であってもその前後の年数を通算し、表彰期日において1年未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(善行表彰)

第6条 善行表彰は、次の各号のいずれかに該当する者又は団体について、町長が行う。ただし、当該表彰を既に受けたものは、除くものとする。

- (1) 町の公益事業に尽力し、又は公務を助力し、その成績が顕著なもの
 - (2) 町の公益のために多額の私財を寄附したもの
 - (3) 一般市民の模範となるような善行をしたもの
 - (4) 前3号に定めるもののはか、表彰することが適当と認められるもの
- 2 善行者又は善行団体には、表彰状及び記念品を贈呈する。

(表彰の方法)

第7条 特別功労者、功労者、善行者及び善行団体の表彰は、会見町表彰審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、その答申を得て決定する。

(表彰審議会)

第8条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 審議会に会長及び副会長各1人を置き、会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 委員は、町議会の議員及び知識経験を有する者のうちから町長が任命する。

4 委員の任期は、1年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

6 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長が決するところによる。

(表彰の時期)

第9条 表彰は5年ごとに行う。ただし、特に必要があるときは、随時行うことができる。

(被表彰者が死亡した場合の措置)

第10条 この条例によって被表彰者となった者が、その表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品はその遺族に贈与する。

(表彰の時期)

第9条 表彰は、10年ごとに行う。ただし、特に必要があるときは、随時行うことができる。

(被表彰者が死亡した場合の措置)

第10条 この条例によって被表彰者となった者が、その表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品はその遺族に贈与する。

(資格の喪失)

第11条 第3条、第4条又は第6条の規定の該当者が、禁錮以上の刑に処せられたときはその資格を失うものとする。

(補則)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○西伯町表彰規則

(平成7年9月26日)
(規則第5号)

(目的)

第1条 西伯町表彰条例(平成7年西伯町条例第18号)の規定に基づき、町長の諮問に答申するための西伯町表彰審議会(以下「審議会」という。)の設置について定める。

(表彰審議会の組織)

第2条 審議会は委員7名で組織し、次の者をもって充てる。

(1) 西伯町議会議員のうちから議会の推薦した者 2人

(2) 西伯町の助役及び教育長

(3) 西伯町の住民の中から町長の選任した者 3人

2 審議会の委員の任期は前項第1号及び第2号に規定する者にあつてはその任期中、第3号に規定する者にあつては2年とする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び会議)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(町長の委任)

第5条 この規則の施行について必要な事項は町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○会見町表彰条例

(平成7年10月6日)
(条例第16号)

(表彰審議会)

第8条 審議会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、町議会の議員及び知識経験を有する者のうちから町長が任命する。

4 委員の任期は、1年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会に会長及び副会長各1人を置き、会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

6 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

○会見町感謝状贈呈要綱

（平成13年12月28日）

（目的）

第1条 この要綱は、感謝状の贈呈について必要な事項を定め、会見町（以下「町」という。）の公共の福祉の増進、文化の進展等に寄与し、功労又は善行があったものについて、その事績をたたえて感謝し、もって活力ある明るい町づくりに資することを目的とする。

（感謝状の対象）

第2条 感謝状の贈呈は、次の各号のいずれかに該当するものであって、会見町長（以下「町長」という。）が前条の目的に照らして贈呈することを適当と認めるものに対して行う。

- (1) 町議会議員又は町農業委員会委員（選任による委員を除く。）の職にあって8年以上在職した者
- (2) 町教育委員会委員（教育長を除く。）、町監査委員（議会選出の委員を除く。）等の各種委員会の委員で就任にあたって町議会の同意等を必要とする職又は町農業委員会委員（選挙による委員を除く。）の職にあって8年以上在職した者
- (3) 簡易水道委員、公民館運営審議会委員等の町長又は町教育委員会等の各種委員会から委嘱等を受けた職にあって10年以上在職した者
- (4) 行政相談委員、民生児童委員、人権擁護委員等の国又は県から委嘱等を受けた職にあって10年以上在職した者
- (5) 区長として4年以上在職した者
- (6) 町消防団の班長以上の職に2年以上又は団員として25年以上在職した者
- (7) 教育、学芸、文化、体育若しくは産業等の発展又は社会福祉の向上について、功労があったもの
- (8) 町の公益、町民の福利増進に尽力し、又はそれらに関する公務を助けて、功労又は善行があったもの
- (9) 町の公益、町民の福利増進のため、相当の私財を寄付し、又は奇特の行為があったもの

（在職年数の計算）

第3条 前条の在職年数は、月をもって計算し、中断した場合であってもその前後の在職期間を通算する。

（感謝状贈呈者）

第4条 感謝状の贈呈は、町長が行う。

2 感謝状の贈呈に当たっては、記念品を添えることができる。

（感謝状贈呈の方法等）

第5条 感謝状の贈呈を行う場合には、町長は感謝状贈呈検討会（以下「検討会」という。）の意見を聞き、贈呈を決定する。

2 検討会は、委員5人で組織し、助役、教育長、総務課長及び町長の選任する課長等2人を充てる。

3 検討会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議長は助役をもって充て、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

5 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、教育長又は総務課長がその職務を行う。

（感謝状贈呈の時期）

第6条 感謝状の贈呈は、随時行う。ただし、第2条第1号から第6号までに定めるものについては、任期若しくは委嘱等の期間が終了したとき又は辞職が認められたときを目途に行うことを例とする。

（被贈呈者が死亡した場合の措置）

第7条 この要綱によって被贈呈者となった者が、その贈呈前に死亡したときは、感謝状又は記念品はその遺族に贈与することができる。

（資格の喪失等）

第8条 第2条の規定の該当者が、禁錮以上の刑に処せられたときはその資格を失うものとする。

2 既に同一の事績で、この要綱による感謝状の贈呈又は会見町表彰条例（平成7年条例第16号）による表彰を受けているものについては、感謝状の対象としないものとする。

（補則）

第1編 総規（会見町感謝状贈呈要綱）

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

ができる。

（被表彰者が死亡した場合の措置）

第10条 この条例によって被表彰者となった者が、その表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品はその遺族に贈与する。

（資格の喪失）

第11条 第3条、第4条又は第6条の規定の該当者が、禁錮以上の刑に処せられたときはその資格を失うものとする。

（補則）

第12条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

両町の表彰条例の比較

○西伯町表彰条例

(平成7年8月22日
条例第18号)

(目的)

第1条 この条例は、町の政治、経済、文化、社会その他各般にわたって行政振興に寄与し、又は衆人の模範と認められる行為を表彰し、もって町の自治の振興を促進することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は特別功労表彰、功労表彰及び善行表彰の3種類とする。

(特別功労表彰)

第3条 特別功労表彰は、町の自治の振興、町民福祉の増進及び町の産業、文化の発展について特に功労の顕著であった者について、町長が行う。

2 特別功労者には、表彰状及び記念品を贈呈する。

(功労表彰)

第4条 功労表彰は、次の各号の1に該当する者のうち功績顕著なものについて、町長が行う。

- (1) 町長の職にあって12年以上在職した者
 - (2) 町議会議員の職にあって12年以上在職した者
 - (3) 教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員（議会選出の委員を除く。）農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員及びその他のその就任につき公選又は議会の選挙若しくは同意を必要とする職にあって12年以上在職した者
 - (4) 教育、学芸、文化、体育、若しくは産業等の発展又は社会福祉の向上について、その功績が顕著な者
 - (5) 消防団員として20年以上勤続し、特に功績顕著な者
 - (6) 民生委員その他の法令又は条例に基づき選任された審議会等の委員の職にあって20年以上在職し、誠実勤勉に職務に精励した者
 - (7) 町の職員であって20年以上在職し、誠実勤勉に職務に精励した者
 - (8) 前各号に定める者のほか、表彰することが適当と認められる者
- 2 功労者には、表彰状及び記念品を贈呈する。

○会見町表彰条例

(平成7年10月6日
条例第16号)

(目的)

第1条 この条例は、会見町（以下「町」という。）の政治、経済、文化、社会その他各般にわたって行政振興に寄与し、又は衆人の模範と認められる行為があった者又は団体を表彰し、もって町の自治の振興を促進することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、特別功労表彰、功労表彰及び善行表彰とする。

(特別功労表彰)

第3条 特別功労表彰は、町の自治の振興、町民福祉の増進及び町の産業、文化の発展について特に功労の顕著であった者について、会見町長（以下「町長」という。）が行う。ただし、当該表彰を既に受けた者は、除くものとする。

2 特別功労者には、表彰状及び記念品を贈呈する。

(功労表彰)

第4条 功労表彰は、次の各号のいずれかに該当する者のうち功績顕著な者について、町長が行う。ただし、当該表彰を既に受けた者は、除くものとする。

- (1) 町長、助役、収入役又は教育長の職にあって12年以上在職した者
 - (2) 町議会議員の職にあって12年以上在職した者
 - (3) 上下水道委員又は国民健康保険運営協議会委員の職にあって15年以上在職し、誠実勤勉に職務に精励した者
 - (4) 教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員（議会選出の委員を除く。）、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、民生児童委員、社会教育委員、公民館運営審議会委員、行政相談委員、人権擁護委員、嘱託医又は保健司の職にあって15年以上在職し、誠実勤勉に職務に精励した者
 - (5) 区長として5年以上在職した者
 - (6) 消防団員として、25年以上勤続し、特に功績が顕著な者
 - (7) 町の職員であって30年以上在職し、誠実勤勉に職務に精励し退職した者
 - (8) 教育、学芸、文化、体育若しくは産業等の発展又は社会福祉の向上について、その功績が顕著な者のほか、表彰することが適当と認められる者
- 2 功労者には、表彰状及び記念品を贈呈する。

(在職年数の計算)

第5条 前条第1項の在職年数は、月をもって計算し、中断した場合であってもその前後の年数を通算し、表彰期日において6月以上の端数を生じたときは1年とする。

(善行表彰)

第6条 善行表彰は、次の各号の1に該当する者について、町長が行う。

- (1) この町の公益事業に尽力し、又は公務を助力し、その成績顕著な者
 - (2) 町の公益のため多額の私財を寄附した者
 - (3) 一般市民の模範となるような善行をした者
 - (4) 前各号に定める者のほか、表彰することが適当と認められる者
- 2 善行者には、表彰状及び記念品を贈呈する。

(団体表彰)

第7条 前条の規定は、団体について準用する。

(表彰の方法)

第8条 特別功労者、功労者及び善行者並びに善行団体の表彰は本町表彰審議会に諮問し、その答申を得て決定する。

(在職年数の計算)

第5条 前条第1項の在職年数は、月をもって計算し、中断した場合であってもその前後の年数を通算し、表彰期日において1年未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(善行表彰)

第6条 善行表彰は、次の各号のいずれかに該当する者又は団体について、町長が行う。ただし、当該表彰を既に受けたものは、除くものとする。

- (1) 町の公益事業に尽力し、又は公務を助力し、その成績が顕著なもの
 - (2) 町の公益のために多額の私財を寄附したもの
 - (3) 一般市民の模範となるような善行をしたもの
 - (4) 前3号に定めるもののほか、表彰することが適当と認められるもの
- 2 善行者又は善行団体には、表彰状及び記念品を贈呈する。

(表彰の方法)

第7条 特別功労者、功労者、善行者及び善行団体の表彰は、会見町表彰審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、その答申を得て決定する。

(表彰審議会)

第8条 審議会は、委員5人以内で組織する。

- 2 審議会に会長及び副会長各1人を置き、会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員は、町議会の議員及び知識経験を有する者のうちから町長が任命する。
- 4 委員の任期は、1年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長が決するところによる。

○西伯町表彰規則

(平成7年9月26日
規則第5号)

(目的)

第1条 西伯町表彰条例(平成7年西伯町条例第18号)の規定に基づき、町長の諮問に答申するための西伯町表彰審議会(以下「審議会」という。)の設置について定める。

表彰審議会の詳細については別掲「表彰審議会の比較」を参照してください。

(表彰の時期)

第9条 表彰は5年ごとに行う。ただし、特に必要があるときは、随時行うことができる。

(被表彰者が死亡した場合の措置)

第10条 この条例によって被表彰者となった者が、その表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品はその遺族に贈与する。

(表彰の時期)

第9条 表彰は、10年ごとに行う。ただし、特に必要があるときは、随時行うことができる。

(被表彰者が死亡した場合の措置)

第10条 この条例によって被表彰者となった者が、その表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品はその遺族に贈与する。

(資格の喪失)

第11条 第3条、第4条又は第6条の規定の該当者が、禁錮以上の刑に処せられたときはその資格を失うものとする。

(補則)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別掲 表彰審議会の比較

○西伯町表彰規則

(平成7年9月26日)
(規則第5号)

(目的)

第1条 西伯町表彰条例(平成7年西伯町条例第18号)の規定に基づき、町長の諮問に答申するための西伯町表彰審議会(以下「審議会」という。)の設置について定める。

(表彰審議会の組織)

第2条 審議会は委員7名で組織し、次の者をもって充てる。

- (1) 西伯町議会議員のうちから議会の推薦した者 2人
- (2) 西伯町の助役及び教育長
- (3) 西伯町の住民の中から町長の選任した者 3人

2 審議会の委員の任期は前項第1号及び第2号に規定する者においてはその任期中、第3号に規定する者においては2年とする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び会議)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(町長の委任)

第5条 この規則の施行について必要な事項は町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○会見町表彰条例

(平成7年10月6日)
(条例第16号)

(表彰審議会)

第8条 審議会は、委員5人以内で組織する。

- 3 委員は、町議会の議員及び知識経験を有する者のうちから町長が任命する。
- 4 委員の任期は、1年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会に会長及び副会長各1人を置き、会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

- 5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

2町の施策の調整方針について（総務企画部会 慣行の取扱いについて 功勞表彰基準：主なもの）

項目	西伯町	会見町	課題	調製方針
町長	在職12年以上	在職12年以上		
助役	規定なし	在職12年以上		
収入役	規定なし	在職12年以上		
教育長	規定なし	在職12年以上		
議員	在職12年以上	在職12年以上		
教育委員会委員	在職12年以上	在職15年以上 + 職務精励		
上下水道委員	規定なし	在職15年以上 + 職務精励		
国民健康保険運営協議会委員	勤続20年以上 + 職務精励	在職15年以上 + 職務精励		
選挙管理委員	在職12年以上	在職15年以上 + 職務精励		
監査委員（議員除く）	在職12年以上	在職15年以上 + 職務精励		
農業委員会委員	在職12年以上	在職15年以上 + 職務精励		
社会教育委員	勤続20年以上 + 職務精励	在職15年以上 + 職務精励		
公民館運営審議会委員	在職15年以上 + 職務精励	在職15年以上 + 職務精励		
行政相談委員	在職15年以上 + 職務精励	在職15年以上 + 職務精励		
人権擁護委員	在職15年以上 + 職務精励	在職15年以上 + 職務精励		
嘱託医	規定なし	在職15年以上 + 職務精励		
保護司	勤続20年以上 + 職務精励	在職15年以上 + 職務精励		
固定資産評価審査委員会委員	在職12年以上	勤続15年以上 + 特に功績顕著		
教育、学芸、文化、体育、産業、社会福祉功績	功績顕著	功績顕著		
区長	規定なし（所属団体で表彰）	在職5年以上		
消防団員	勤続20年以上 + 特に功績顕著	勤続25年以上 + 特に功績顕著		
民生（児童）委員	勤続20年以上 + 特に功績顕著	勤続15年以上 + 特に功績顕著		
町職員	在職20年以上 + 職務精励	在職30年以上 + 職務精励（退職）		